



Title	万葉集管見 -三山歌左注の解釈を通して-
Author(s)	福田, 益和
Citation	長崎大学教養部紀要. 人文科学篇. 1980, 20(2), p.17-30
Issue Date	1980-01-31
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10069/15119">http://hdl.handle.net/10069/15119</a>
Right	

This document is downloaded at: 2020-10-28T17:14:02Z

# 万葉集管見

## A Personal View on the Study

——三山歌左注の解釈を通して——

of “Manyō-shū”

福田益和

YOSHIKAZU FUKUDA

### (一)

万葉集卷第一所収の「中大兄近江宮御三山歌」とその反歌（13・14・15番）については古来、解釈上問題を多く含むごとくである。その中で、

(1) 13番長歌の「高山」・「雲根火」・「耳梨」三山の性別に  
関する問題

(2) 右の三山の相聞伝説をもとに、これを中大兄・大海人・額田王三名の恋のあらそいに擬して解釈することの  
是非の問題

(3) 15番の左注に、

「右一首歌、今案不<sub>レ</sub>似<sub>二</sub>反歌<sub>一</sub>也。(下略)」

とあるごとく、名歌の誉れ高い「渡津海乃 豊旗雲介 ……」の歌は三山歌の反歌に似つかわしくくないという

### 疑義についての解釈の問題

の三つの問題は現在筆者の関心をひくところである。右の問題について、かりに、(1)・(2)を内容上、(3)を形式（排列）上の問題と区別してもまったく便宜上の手段にすぎず、内容は形式（排列）と相互にからまり単純には律し得ない。そこに問題の大きさを感じるのである。

ところで、(1)の問題については、筆者の考えは澤瀉久孝博士の「万葉集注釈」の説を全面的に支持するものである。すなわち、博士は「高山」を女、「雲根火」を男、「耳梨」を男とする仙覚の説をここに提示されたのであるが、筆者自身も大和にてその山容に接し今さらながら同感の意をつよくした。

これをもとにして(2)の問題を考える時、「うつせみもつ

まをあらそふ」ことを「一般的な世上の問題」とする「全注釈」の説もあるが、古く伴信友はその著「長等の山風」において、この「つまあらそひ」は中大兄・大海人・額田三名のそれをさすと特定し、さらに「御兄弟の御中のしたには親睦からず、つひに壬申年のゆゑ、しき諱事もそれにきざせるにはあらじか」とさえ言い切っている。これ程極端ではないが、「香具山を額田王に、畝傍を御みづからにひそかに擬し給ふ「御底心」とする澤瀉博士の説もある。やや異色の説であるが、土屋文明氏の「私注」では、「三山が、別にある一人の妻（恐らく人間の處女）を相争つた」としている。筆者は次の(3)の左注の問題ともからませて考えるのであるが、結論から先に言えば中大兄の三山歌のつまあらそいには一般的な世上の問題というより中大兄・大海人・額田王の姿がうつされていると考えている。

次に、(3)の左注の問題であるが、これについては、「今案不<sub>レ</sub>似「反歌」也」によつて、15番の歌を、

(ア)反歌ではないとする説(代匠記・古義・新講など)<sup>(注4)</sup>

(イ)反歌として解釈することができるとする説(略解・総釈・全注釈・私注・注釈など)<sup>(注5)</sup>

とみる相反する説が出されている。

筆者は題詞「中大兄<sup>近江宮御宇天皇</sup>三山歌」の問題をも考慮に

入れ、15番の歌の内容や先にあげた(2)の問題等を勘案して15番の歌の実作者を中大兄とはみず額田王の歌と考えたいのである。すなわち15番を三山歌の反歌ではないと考える。

以下、本稿ではこの(3)の問題を中心にして筆者の結論の拠るところを述べる。

(二)

15番左注の全文は次のごとくである。

「右一首歌、今案不<sub>レ</sub>似「反歌」也。但、舊本以「此歌」載於「反歌」。故今猶載「此次」。亦紀曰、天豐財重日足姫天皇先四年乙巳、立天皇爲「皇太子」。」

「亦紀曰」以下は天智紀卷頭所引の文で当面の問題には直接かわらないので一応除外して考えることにする。

ところで、万葉集の歌に左注を加えた人が誰であるか明らかでないが、澤瀉博士によれば、この巻を今日の形に整理した人——恐らく大伴家持と思はれる——が加えたといわれる。ここで、万葉集全巻にわたつて「(今)案」の文字を明記する左注について調べると次のごとくなる。

○右一首歌、今案不<sub>レ</sub>似「和歌」。但、舊本載于「此次」。<sup>(注6)</sup>  
故以猶載<sub>レ</sub>焉。  
(卷第一、19番左注)

○右二首、今案不<sub>レ</sub>似<sub>二</sub>御井所作<sub>一</sub>。若疑當時誦之古歌歟。

( 〃 〃 、 83 番左注 )

○右一首、今案不<sub>レ</sub>似<sub>二</sub>移葬之歌<sub>一</sub>。蓋疑從<sub>二</sub>伊勢神宮還<sub>レ</sub>京之時、路上見<sub>レ</sub>花感傷哀咽作<sub>二</sub>此歌<sub>一</sub>乎。

( 卷第二、166 番左注 )

○右、今案、從四位下石川宮鷹(中略)不<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>兩人誰作<sub>一</sub>此歌<sub>一</sub>焉。

( 卷第三、247 番左注 )

○右、今案、遷<sub>二</sub>都寧樂<sub>一</sub>之後、恰<sub>レ</sub>舊作<sub>二</sub>此歌<sub>一</sub>歟。

( 〃 〃 〃 、 260 番左注 )

○右、今案、從<sub>二</sub>明日香遷<sub>二</sub>藤原宮<sub>一</sub>之後、作<sub>二</sub>此詞<sub>一</sub>歟。

( 〃 〃 〃 、 268 番左注 )

○右、今案、石川朝臣君子、号曰<sub>二</sub>少郎子<sub>一</sub>也。

( 〃 〃 〃 、 278 番左注 )

○右、今案、不<sub>レ</sub>審<sub>二</sub>幸行年月<sub>一</sub>。( 〃 〃 〃 、 288 番左注 )

○右、今案、石上朝臣乙鷹任<sub>二</sub>越前國守<sub>一</sub>、蓋此大夫歟。但、詞辞相違、是非難<sub>レ</sub>別、因以累載<sub>二</sub>於茲次<sub>一</sub>焉。

( 〃 〃 〃 、 368 番左注 )

○右、今案、高市岡本宮、後岡本宮、二代二帝、各有<sub>レ</sub>異焉。但稱<sub>二</sub>岡本天皇<sub>一</sub>、未<sub>レ</sub>審<sub>二</sub>其指<sub>一</sub>。

( 卷第四、487 番左注 )

○右、今案、此詞擬古之作也。但以<sub>二</sub>時當<sub>一</sub>、便賜<sub>二</sub>斯歌<sub>一</sub>歟。

( 〃 〃 〃 、 530 番左注 )

○右一首、今案、吾松原在<sub>二</sub>三重郡<sub>一</sub>。(中略)傳者誤<sub>レ</sub>之歟。

( 卷第六、1030 番左注 )

○右、案、此謂者、不<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>此行之作<sub>一</sub>乎。(中略)何有<sub>レ</sub>詠<sub>二</sub>思泥埼<sub>一</sub>作<sub>レ</sub>詞哉。

( 〃 〃 〃 、 1031 番左注 )

○今案、此反歌、謂<sub>レ</sub>之於<sub>二</sub>君不<sub>レ</sub>相者、於<sub>レ</sub>理不合也。宜<sub>レ</sub>言<sub>二</sub>於<sub>レ</sub>妹不<sub>レ</sub>相也<sub>一</sub>。

( 卷第十三、3261 番左注 )

○今案、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>言<sub>二</sub>之因<sub>レ</sub>妹者<sub>一</sub>、應<sub>レ</sub>謂<sub>二</sub>之緣<sub>レ</sub>君也<sub>一</sub>。何則、反歌云<sub>二</sub>公之随意<sub>一</sub>焉。

( 〃 〃 〃 、 3284 番左注 )

○今案、此歌其夫被<sub>レ</sub>使既經<sub>二</sub>累載<sub>一</sub>(中略)因<sub>レ</sub>斯娘子作<sub>二</sub>此沫雪之句<sub>一</sub>歟。

( 卷第十六、3805 番左注 )

以上である。15 番左注を、  
① 右一首歌、② 今案、③ 不<sub>レ</sub>似<sub>二</sub>反歌<sub>一</sub>也。④ 但、舊本以<sub>二</sub>此歌<sub>一</sub>載<sub>二</sub>於反歌<sub>一</sub>。⑤ 故今猶載<sub>二</sub>此次<sub>一</sub>。

と内容的にわけて番号を付して考えた時、番号①～⑤の各要素を具備するのは巻第一の19番左注のみで、これについて①～③の各要素を共有するのが巻第一の83番左注と巻第二の166番左注である。巻第三以下の左注においては①～③の各要素を共有する事例は皆無である。中で、巻第三437番左注のごとく①②⑤の各要素を共有する事例もあるが、巻第一・第二の左注にくらべて字句の懸隔は

大きいといわざるを得ない。すなわち、「(今)案」の語をふくむ左注の形式からみて、巻第一・第二の左注は巻第三以下のそれと比べて特有のものであることがわかる。周知のごとく、万葉集の中で巻第一・第二は原万葉集の性格がつよく、精選された秀歌が集められていたとされるが、その左注の性格をみても巻第三以下のそれとは異色であり、左注を加えた人物もあるいは他の巻とはことなるのではないかとさえ考えたくなるのである。それはさておき、15番左注についてさらに吟味をしてみよう。

(三)

15番左注の当該箇所は内容的にみて、

①②③——④⑤

と二つに別けて考えることができる。①②③の部分には「右一首」を「反歌」とすることに對する疑義、④⑤は、疑義を有しながらも「舊本」尊重の立場からここに排列したという編者(注記者)としての態度を述べたものとうけとられる。一応、右の解釈をよりどころとして左注の字句に注意すれば改めて確認または解決すべきいくつかの問題があることに気がつくのである。

まず、①の「右一首歌」とはどの歌をさすかという問題である。自明のごとき問題と思われるが、早く山田孝

雄博士は、321番左注の

「右一首高橋連蟲麻呂之歌中出焉。以レ類載レ此。」

にみえる「右一首」が321番をさすのか、あるいは319・320・321番の長歌・反歌をこめてさすのかという対立する問題をとして詳細に吟味し、左注の「右何首」とあるものはすべて実際の歌の数をさすものであることを立証して居られる。<sup>(注7)</sup>15番左注の場合も、長歌一首・反歌二首の排列の次に記載された注記であるが、山田博士の説に従って「右一首歌」とは15番の「渡津海乃 豊旗雲尔……」の歌一首をさすことは明らかである。

次に、④の「舊本」について考える。これについては武田祐吉博士の指摘がある。<sup>(注8)</sup>

博士は万葉集の歌をその資料の上からいくつかの集団に分けて考え得るとして、所在・内容・時代・土地・人物・事件・書式・文字等の、あらゆる条件を考慮して六つの集団に分類して居られる。その「一、最古の時代から天平時代に及ぶもの」として、

イ、旧本　ロ、古本　ハ、古記

ニ、一本・一書・或本・或書　ホ、書式により別の資料によったと推測されるもの　ヘ、特殊の歌集

ト、大伴氏関係のもの　チ、石川氏関係のもの  
等をあげて居られるが、「イ、旧本」が今問題の15番左注

の「舊本」であるにちがいない。「舊本」は既述のごとく19番左注にもう一例みられるものであるが、この「舊本」なるものの実体については明確につかめていないようである。万葉集にとって単なる資料の一つとみなすのか、あるいは万葉集の端緒ともいふべき原撰の性格を有するの決定しかねるとされるのが博士の御説であり、「口、古本」との関係も不明とされる。筆者は「舊本」のあらわれる二事例とも、

「舊本以<sub>レ</sub>此歌<sub>レ</sub>載<sub>レ</sub>於反歌」。故今猶載<sub>レ</sub>此次。」

(15番左注)

「舊本載<sub>レ</sub>于此次」。故以猶載<sub>レ</sub>焉。」

(19番左注)

と類同の語句で記され、いづれも「舊本」の排列に疑義を有しながらも「舊本」尊重の立場からそのまゝの序列に従っているのであるから「舊本」を単なる資料の一つとみなすには躊躇せざるを得ない。すなわち、「舊本」なるものは原撰の性格を有していたのではないかと現在のところ考えているのである。

右のごとく問題をふくんではいるが、確実に言えることは「舊本」なるものを編者が手もとにおき、その中に現行国歌大観番号「13・14・15」番の順序通りに歌がならべられていたこと、14番のすぐ前に「反歌」と記されてあったこと、である。(そして恐らく、13番の直前に

は、「中大兄<sup>近江宮御</sup>三山歌」の題詞のうち小字の「近江宮」云々の部分をのぞいた六文字はすでに記されてあったのではないか。題詞の問題は次にもふれる。)

#### (四)

次に②③の「今案、不<sub>レ</sub>似反歌也」の部分である。これが問題の中心である。

「不似反歌也」とは「今案」の内容を示すもので、左注を加えた人物の15番の歌に対する認識を示したものである。この注記については、

「万葉集の編纂当時、既にこの歌が、反歌らしくないといふ感を生じてゐたことを語つてゐる」(総釈)  
「編輯当時既に三山の歌とすることは疑はれてゐたものであらう」(秀歌)

のごとき評があるが、それが何故「反歌らしくない」とされたのか、そこが問題である。当該左注はその部分に関しては沈黙している。

ところで、既にあげた「(今案)の語句を有する万葉集左注の事例の中で、「反歌」に触れた事例が二つある。すなわち、

「今案、此反歌、謂<sub>レ</sub>之於<sub>レ</sub>君不<sub>レ</sub>相、於<sub>レ</sub>理不<sub>レ</sub>合也。宜<sub>レ</sub>言<sub>レ</sub>於<sub>レ</sub>妹不<sub>レ</sub>相也。」(3261番左注)

「今案、不<sub>レ</sub>可言<sub>二</sub>之因<sub>レ</sub>妹者<sub>一</sub>、應<sub>レ</sub>謂<sub>二</sub>之縁<sub>レ</sub>君也。何則、反歌云<sub>二</sub>公之随意<sub>一</sub>焉。」  
(328番左注)

いずれも反歌自身の表現についての疑義や反歌の表現を根拠にしての長歌の表現についての疑義をそれぞれ示したものであり、その疑義が具体的に記され左注を加えた人の積極的姿勢をすることができるとは、その反歌としての位置自体を疑っているのではない。

これに対して、15番の左注の場合は15番の歌を反歌として認めること自体に疑義をもつもので、それでありながらその根拠については無言のままである。一体、15番左注を加えた人物は何故「不似反歌也」と言ったのか、この点を右にあげた二つの左注(326・328番の各左注)より帰納することは不可能といわざるを得ない。又、巻第一・第二の左注の異色の性格については(二)で述べたごとくで、この点よりしても巻第三以下の左注によることは問題がある。

そこで、この問題を考えるにあたっては、13番に付せられた題詞と13・14・15番の各歌の内容自体の検討から進めて行くのが正しい道であると考えられる。

題詞は次の通りである。

「中大兄近江宮御宇天皇三山歌」

(なお、元暦校本・紀州本・古葉略類聚鈔などでは、

「……三山歌一首」とある)

この題詞は他のそれと比較した場合、異様な感じをもつことは古く先学の指摘するところで、契沖は、

「中大兄とのみかけるはずこしいか、とおほゆ。尊とか皇子とか有ぬへきにや。三山の下に目六には御の字あり。おちたるなるへし」

(代匠記・初稿本)(注10)

と指摘し、「略解」や「古義」などもそれぞれ題詞の表現に疑義を抱いているごとくである。契沖のいうごとく、目録には、

「中大兄三山御歌一首并短歌」

とあって、より整った体裁になっているが、この目録自体は当初からつけられたものではなく、万葉集の本文が編まれ、それが伝来の時代に入ってから作製であろうと言われるところから後人の私意が加わっていると考えられ、それをよりどころに本文の題詞を考えるのは正しくない。かといってこの題詞が万葉集編纂の原資料に当初から記されてあったとも考えにくいのである。何故なら「三山御歌」とあるべきを「御」字を脱して「三山歌」とするのはやはり尋常の表現とは言えないからである。ここはやはり澤瀉博士の言われるごとく、万葉集編纂の資料本ともなったものが作られたころ、後人が加えた仮

の題で、正しい本来の題詞ではない、とするのが穏当ではなからうか。ただし、博士のいわれる「万葉集編纂の資料本ともなったもの」というのが何であるかあいまいである。筆者は先に述べたごとく、これを単なる資料本とはみず、万葉集の原撰の性格を有するもの即ち「舊本」と考えたい。すなわち、左注を加えた人物の手もとはは原撰の性格を有する「舊本」があり、そこには、

「中大兄三山歌」

の六文字より成る仮の題詞があつたのではなからうか。小字の「近江宮御宇天皇」は、15番左注の次に記されている「近江大津宮御宇天皇代」の表現などをもとに後人の追加したものであろう。(ついでに言えば、元暦校本等にもみられる「三山歌一首」なども、たとえば目録の題詞にある「……三山御歌一首并短歌」などと同じく後人の手が加わっているとみたい。仮の題詞であれば「一首」などと体裁を整える必要は必ずしもないのである。)以上、題詞の問題にこだわらずだが、要するに、原撰の性格を有する「舊本」なるものには、

- 「中大兄三山歌」六字の仮の題詞
- 「高山波 雲根火雄男志等……」の13番の歌
- 「反歌」二字の注記
- 「高山与 耳梨山与……」の14番の歌

○「渡津海乃 豊旗雲余……」の15番の歌の順序で本文が記されていたと考える。このような旧本を手にした人が15番の歌について「不似反歌也」と記しているのである。

これによれば、左注を加えるにあたって13番の反歌としては14番・15番の二首であるという認識がまずあつてこれをもとに15番の歌について「不似反歌也」と注していることは間違いない。そして反歌に似ずとした根拠は明示していないがそれは明示せずとも明らかであるという意識があつたからであらう。その明示せずとも明らかであるという理由は、基本的には13番・14番・15番の歌の内容からして13番・14番が題詞にある通り「三山歌」即ち山を素材としているのに対して、15番のそれは「わたつみ」即ち海という山とは対照的な自然を素材としているところにあつたと考えられる。端的に言えば、13番・14番は山の歌、15番は海の歌ということで、これをもって「不似反歌也」と注したものと推測される。

ところで、この左注によつて後世の注釈書類では15番の歌を、

(7)反歌ではないとする説(代匠記・古義など)

(4)反歌として考え得るとする説(総釈・私注など)  
にわかれていることは既述した通りである。

(7)の、反歌ではないとする説においては、特に理由を明  
示せず、それは当然のことだとしているごとくである。

一方、この左注があるにもかかわらず15番の歌は反歌と  
して考えることができるとする(1)の立場においては、そ  
う考える背景として13番・14番・15番いずれもその詠ま  
れた場所が同一の地であるとする解釈があるように思わ  
れる。例えば、「略解」のいう「同じ度に、印南の海邊  
にて詠み給へる」という解釈がそれであり、特に15番に  
ついて言えば、近代の注釈書が、「播磨にて」(私注)  
・「播磨国の海岸」(全注釈)・「(播磨国附近の)海  
上」(吉永氏<sup>注12</sup>)・「印南野に立つて」(注釈)・「印南  
野海浜あたり」(秀歌)と述べ、海上・海岸・陸上とち  
がいはあるがいずれも播磨の地を基準としていることに  
変りはない。すなわちこの三首はいずれも詠まれた場所  
が同一の地(播磨またはその附近)であつて、その故に  
13番・14番・15番と排列され、15番は「反歌」として考  
えることができる、とするのである。そしてこの長歌・  
反歌の構造を、

\* 13番……おぼし捨られぬ事を歎く

14番……終に一方にあひぬるをうらやみ給ふ

15番……旅中のくるしさを額田王になげきつかはす

(燈<sup>注13</sup>)

\* 13番……三山の相関について歌う

14番……右に同じ

15番……転じて作歌當時の実況を歌う (全注釈)

\* 13番……伝説への懐古から叙情の長歌となる

14番……印南国原に立ち伝説そのものを直叙

15番……ひるがへつて眼前の景に見入られた実感  
(注釈)

としているのである。中で、澤瀉博士の「注釈」では、  
14番がまず成り、これが13番を誘発し、15番へ及ぶとし  
ているごとくで「叙情と叙景と、右と左に、開かれた古  
扇面を見るやうな雄渾壯麗な一聯の佳品」と評している。  
御杖の「燈」のごときは、中大兄・大海人・額田王三名  
の恋のあらそいをよんだものとしてとらえようとしてい  
るが、15番の歌について、「旅中のくるしき云々」の説  
は本歌を鑑賞した場合そのままにうけ入れかねる気がす  
る。全注釈・注釈の説においても、15番について「転じ  
て」・「ひるがへつて」のこともある通り13番・14番  
と比べた場合飛躍のないしは異色の感じをもつのは筆者  
のみではあるまい。

ここまで考えるにいたった時、詠まれた場所がいずれ  
も同一の地であるとし、それを基準にして15番をも反歌  
として理解するには無理があるのではないかと思うので

ある。むしろ、15番の歌は三山歌の反歌などではなく、中大兄とは別人の作ではないか、こういう思いがしてならない。このように考えて改めて「わたつみの：」の歌をよみかえしてみると、澤瀉博士のいわれる「雄渾壯麗な」という表現は15番の歌のみにむけられた評ではないかと思う程である。歌語のもつ豊麗さ・ユニークさ・歌格の高さなど13番・14番とは比較にならない。同一人物の作を疑う所以である。

かくして、左注を加えた人物が原撰の性格を有する「舊本」の中に「中大兄三山歌」とある仮の題をもとに13番・14番・15番を一連のまとまった歌とみて15番をも反歌と認識したのは誤りであると考ええる。しかし、鋭敏な注記者は15番に疑義をもち、「不似反歌也」と記したものであろう。彼に、15番の作者は中大兄とは別人であるという意識があつたかどうか不明ではあるが、彼の直観は正鵠を得たものと考えられる。むしろ、この三首を長歌・反歌一連のまとまった統一体として理解する所にかえつて後世の賢しらがあるのではなからうか。

それでは、問題の15番の歌の作者は誰か。また、何故その名は記されず三山歌の反歌と誤解を生じさせる位置に排列されているのか、この点を次の(五)・(六)において検討することにする。

## (五)

15番の歌の作者について次田潤の「新講」は、「作者も誰であるかわからない」と中大兄作を疑い、折口信夫博士の「口譯萬葉集」<sup>(注4)</sup>では、「この二首〔福田注：14・15番をさす〕は、後世の或人、たとへば高市ノ黒人の様な人が、播州の旅行中に作った歌を、三山歌の縁で携入したものであらう」と指摘し、15番のみならず14番の歌もともに後人、それも「高市ノ黒人の様な人」だと具体的に名を挙げている。その根拠は明らかでないがやはり中大兄の長歌と比べた時の異和感があつたのではないかと考えられる。

筆者は博士のごとく14番をも後人の作とは考ええず、13番・14番は三山歌として長歌・反歌一連のものであると認めたい。何故なら、原撰の性格を有する「舊本」には長歌の次に「反歌」の二字が注記されてあつたと思われそうであるなら「反歌」として14番の歌がなくては体裁を成さないからである。

15番の歌を中大兄の作ではないとするならその作者は誰か。歌語（豊旗雲など）の豊麗さ、格調の高さなどから凡庸の作者とは考えられない。そう考える時、額田王の名がうかんでくるのは自然である。筆者は15番の作者

を額田王と推測したい。以下、額田王作者説の立場からその蓋然性を検討することにする。

周知のごとく、額田王は万葉集第一期の中心歌人としてその作歌は巻第一・第二に大半が収められているが、その中には額田王の作とするに問題ありとする注記のある歌がいくつもみられる。

初出の7番の歌からそうであり、題詞に「額田王 〔注15〕未レ詳」と注し、左注も「類聚歌林」によつて

「一書戊申年幸「比良宮」大御歌」

と注している。「大御歌」とあるように孝徳天皇（又は、皇極上皇）の御作であるとする説が出されている。

ついで、有名な8番の歌についてもやや長い左注があつてその末尾で、

「即此歌者天皇御製焉。但、額田王歌者别有四首。」

と注し、8番は斉明御製で額田自身の歌は別に四首ありと示唆的な記事をのこしている。

次に、前半難訓をもつて鳴る9番の歌、とんで、問題の15番の歌があり、16番の春秋競憐の長歌がうたわれ、ひきつづき17・18番の歌が次第されている。

この17番・18番の歌についても左注があり、類聚歌林によつて、

「遷都近江國時御覽三輪山御歌焉。云々」

と注し、作者を天皇（天智？）だと疑っている。

以下の額田の歌について額田王作を疑う題詞・左注はないのであるから、彼女の作に疑義をもつものは巻第一に集中していることになる。そして額田王にかわる作者としていずれも天皇（及びそれに準ずる人）をあてていくことである。この点より彼女と至上との深いかかわりを知ることができる。これらの事実から、額田の作と明記しながら左注などにみられる作者別人説を矛盾なく解釈するのに額田の代作者説が出されることになる。この点に関しては折口説をもとに述べられた高崎正秀博士の論が示唆に富む<sup>〔注16〕</sup>。博士は、折口博士のいう「水の女」としての額田に強い関心を示し、その巫女的性格をもつて宮廷にあつたことをその出身などから検討して居られる。彼女は宮中の神事その他の儀礼にたずさわり、その故に、中大兄、大海人などとの関係も生じたと考えられる。

このような立場から作者に疑義のある7・8・17・18番の各歌をよむ時、いずれも天皇の意を体し、側にあつた額田王が代作した歌であると考えれば左注の記事も納得されるのである。

右のごとき額田王の歌作の立場を基盤にして15番の歌をながめる時、改めて注目されるのは8番の「熟田津介船乗世武登……」の歌である。この歌は既述のごとく、

「額田王歌」と明記しながら、左注で「天皇御製」としさらに「額田王歌者别有四首」という示唆に富む記事のせている。この歌は、同左注の記事で知られるごとく、斉明天皇七年（六六一年）、百濟救援のために「御船西征」し、伊予・熟田津の石湯の行宮に泊つていた折の歌である。歌意から、いよいよ筑紫へ向かおうとして月の出を待ち、潮も満ちて船出にも適した故に一同に「さあ、こぎ出よう」と指示した斉明の意を体して額田王が航海の安全を祈念しながら詠んだ歌と考えられる。「水の女」として巫女的性格を有する額田にとつて船出の際の儀礼は欠くべからざるもので、この嚴肅な神事を背景として考える時はじめて「熟田津介……」の歌の調子の高さを理解することができる。筆者は、航海時の額田の役割の大きさを強調したのである。

卷第二の「天皇大殯之時歌」としてよまれた額田王の15番の歌

如是有乃 懐知勢波 大御船 泊之登万里人 標結麻思乎

（かからむの懐知りせば大御船泊てし泊りに標結はましを）

にしても、標結ふ額田の姿は巫女としてのそれであり、その事は航行の際の彼女の存在の大きさを示しているも

のと考えられる。8番の「熟田津介……」の歌がつくられた時、額田は他にも歌作があつたが、公的・儀礼的性格を有する8番の歌のみがとられ、他は万葉集に記載されなかつたのである。

以上のような理解に立つて問題の15番をよむと、これも航行の際の安全を祈念しての宗教儀礼を背景として理解すべきであると考ええる。吉永登氏は、航行の指揮者である作者が航行の安全を願つて作つたもの、とされるが、船出の際の神事を考える時、航行の指揮者である作者すなわち中大兄とするよりは巫女として「水の女」としての額田王を作者に想定するのが正しいと考えられる。

この歌も8番と同じく百濟救援の爲の西征の折の歌であつて、播磨の海岸に一時寄泊した時の歌であらう。斉明天皇七年のこの航海には、中大兄・額田王両人は無論同船しているのであつて、いよいよ船出をしようとする中大兄の意を体し、航海の安全を祈念し、宗教儀礼の行なわれる中で額田が詠作したものであらう。詠作の場所を「海上」・「印南野に立つて」等とする説もあるが、「印南の海辺」（略解・古義など）とするがよく、「こよひここより御船にめし給はむの御心ありて、いよいよ月のさやけからむことをねがひ給へる」と説く「古義」の説は作者の問題は別として正しいものと考ええる。8番の

歌が「月待者」と言い、15番が「今夜乃月夜 清明己曾」とよみ、いづれも月明の夜の中で航行の安全を祈念している。「水の女」・憑依の人額田の姿が浮んでくるごとくである。すなわち、15番の歌は、中大兄の意を体して額田王の詠作した歌であると考えられる。

(六)

残された問題として、なぜ額田王の名は記されず、三山歌の反歌とうけとられそうな位置にあるのか、この点に言及したい。

中大兄の三山歌については、御杖の「万葉集燈」が、「この御歌もと、額田王におくり給へるにて」

と指摘するごとく、筆者は13番のみならず14番をもふくめて額田王へ贈られた歌とみたい。すなわち、両首は一般的な世上の妻あらそいを三山相闘に託したというようなものではなく、中大兄の額田に対する思いが深く秘められた歌と考えるのである。14番は、

「立見余来之 伊奈美國波良」

（立ちて見に来し印南国原）

とあるごとく、主語（「阿菩の大神」）が省略され、我々には播磨風土記の記事がなければその主語も判然としないのであるが、こうした三山相闘の話は当時一般に流布

していたはずで、まして聴く、親近の間柄であった額田に対して主語明記の必要などなかったはずである。

ところで、中大兄のこの両首に対して額田王の和した歌があつたとみることが出来る。しかし、何故かそれ等は万葉集に記載されなかつた。代りに、同じ時、同じ場所で大兄の意を体して巫女の立場から詠作した15番の「渡津海乃……」の秀歌が記載されたが、先の中大兄に対する額田の返歌が消える時「額田王」の名も消え、15番の歌は一見、中大兄三山歌の反歌のごとき観を呈するにいたつたと考えられる。万葉集はこの15番の歌の後に、

「近江大津宮御宇天皇代……」

の時代区分の注記を載せてはいるが、以下、16番・17番・18番・（19番）・20番と一連の額田王の歌が次第されてゐるのは、示唆的である。

右の臆説は、額田王の和した歌に欠落ありとして、15番の秀歌のみがその作者の名を記さず今にのこつたとするるのであるが、これを先の8番の歌について改めて比較すれば、8番の左注で、

「天皇御覽昔日猶存之物、當時忽起感愛之情、所以

因製歌詠爲之哀傷也」

とありながら、その「感愛之情」・「哀傷」の表現に留意した時、「熟田津に……」の歌はそれにふさわしくなく、

ここでも欠落部分を推測させる。この場においても、「天皇」自身に「感愛之情」を起さしめ、「哀傷」に値する詠作があり、それに和した額田の歌もつくられたが、一方同じ時、同じ場所で行われた公的・儀礼的な「熟田津に……」の歌がのこり、他は万葉集には記載されなかつたのである。その間の事情を語るのが同左注の「但、額田王歌者別有四首」ではないだろうか。

これに対して、中大兄三山歌の場合、8番左注の「感愛之情」にあたる部分が13番・14番の両首にあらわれてはいるが、これに対する額田の和した歌は欠落し、代りに8番と同じく公的・儀礼的性格を有する額田の月明の夜をのぞんで航行安全を祈念する詠作がのせられていると判断するのである。すなわち、8番・15番の二首は、作者・詠作の場・詠作の動機等において酷似していると考えられる。

(二)で述べたごとく、巻第一・第二の左注は巻三以下にくらべて異色であるが、その注記を加えた人物の「不似反歌也」という直観は正鵠を得ており、さらに「舊本」の次第を尊重し、旧本のままに処理したのも一応正しいと認められるが、望むらくは、15番の歌に「額田王」三字の注記があつたら後世の誤解もなくすんだのではと考えられる。

(万葉集は、日本古典文学大系本に依拠したが、印刷上の都合も配慮し、一部改めたところあり。)

〔注〕

- (1) 万葉集全注釈(武田祐吉) 角川書店
- (2) 万葉古径(澤瀉久孝) 弘文堂書房
- (3) 万葉集私注(土屋文明) 筑摩書房
- (4) 万葉代匠記(契沖) 契沖全集・万葉集古義(鹿持雅澄) 国書刊行会・万葉集新講(次田潤) 成美堂
- (5) 万葉集略解(橘千蔭) 日本古典全集・万葉集総釈(武田祐吉・土屋文明) 楽浪書院・万葉集注釈(澤瀉久孝) 中央公論社、  
「略解」などは、同じ時・同じ場所で行ったのでここに次第した旨述べていて、「反歌だ」とは明言はしないが、一応ここに入れた。「注釈」も明言はしていない。
- (6) 傍線筆者、以下同じ。
- (7) 山田孝雄「萬葉集の左注なる『右何首』と書せる事の意味」国語国文二一二(『万葉集考叢』所収、宝文館)
- (8) 武田祐吉『万葉集』の成立、一、万葉集の資料：万葉集大成総記篇、平凡社(武田祐吉著作集5、角川書店所収)
- (9) 万葉秀歌(斎藤茂吉) 岩波書店
- (10) 精撰本もほぼ同じ。
- (11) 万葉集注釈

- (12) 吉永登「渡津見の豊旗雲に」の歌の解釈を通して「解  
 釈と鑑賞廿一—十、  
 (13) 万葉集燈（富士谷御杖）古今書院  
 (14) 折口信夫全集第四卷  
 (15) 「未詳」については、額田王の伝を不明だとする説と額  
 田を作者とすることに疑義ありとする説あり。  
 (16) 「額田王」和歌文学講座5、桜楓社  
 (17) 満月を待つとする山田孝雄博士の説（万葉集講義）は  
 いかか。  
 (18) 注(12)に同じ。

（昭和五十四年十月三十日受理）